4　空港を設置している市町村に係る前項の規定により按分した数が当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数の二分の一の数に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該旅客数の二分の一の数を当該空港を設置している市町村に係る按分旅客数とする。この場合において、空港を設置している市町村以外の市町村については、他の二分の一の数について同項の規定の例により按分した数を当該市町村に係る按分旅客数とする。

第二条第一項中「航空機（」の下に「各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除き。」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三条の見出しを「（空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の算定）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第二条第三項本文に規定する延べ重量は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に着陸した航空機に係る延べ重量とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る延べ重量については、総務大臣が定める重量とする。

第三条第二項中「以前六月以内」を「前六月以内」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二条第三項本文に規定する旅客数は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に離着陸した航空機に係る旅客数とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る旅客数については、総務大臣が定める数とする。

第四条の見出しを「（空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の補正）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

前条の規定により算定した延べ重量及び旅客数並びに世帯数は、次項から第八項までに規定する方法により補正するものとする。

2　延べ重量は、次表の上欄に掲げる重量の区分により当該延べ重量を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た重量の合計重量を当該延べ重量で除して得た率を乗じて補正するものとする。

重量	率
四万トン以下の重量	一・五
四万トンを超え二十万トン以下の重量	一・二五
二十万トンを超え百万トン以下の重量	一・〇
百万トンを超え五百万トン以下の重量	〇・七五
五百万トンを超え二千五百万トン以下の重量	〇・五
二千五百万トンを超える重量	〇・二五

第四条第七項中「によつて」を「により」に、「以下本項」を「以下この項」に、「第五項から本項まで」を「第六項からこの項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「によつて補正された着陸料の収入額」を「により補正された延べ重量及び旅客数」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の規定によつて補正された着陸料の収入額」を「第二項の規定により補正された延べ重量及び前項の規定により補正された旅客数」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　旅客数は、次表の上欄に掲げる人数の区分により当該旅客数を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た数の合計数を当該旅客数で除して得た率を乗じて補正するものとする。

人数	率
十二万人以下の人数	一・五
十二万人を超え六十万人以下の人数	一・二五
六十万人を超え三百万人以下の人数	一・〇
三百万人を超え千五百万人以下の人数	〇・七五
千五百万人を超え七千五百万人以下の人数	〇・五
七千五百万人を超える人数	〇・二五

第四条の二の見出し中「着陸料の収入額」を「延べ重量及び旅客数」に改め、同条中「第二条第一項第一号の着陸料の収入額」を「第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数」に改める。

第五条中「着陸料の収入額及び」を「延べ重量及び旅客数並びに」に改める。

第六条第一項中「着陸料の収入額」を「延べ重量若しくは旅客数」に、「本項」を「この項」に、「によつて」を「により」に改め、同項の算式を次のように改める。

算式

$$\frac{1}{4}A\times\frac{C}{B+C}+\frac{1}{4}A\times\frac{E}{D+E}+\frac{1}{2}A\times\frac{G}{F+G}$$

第六条第一項の算式の符号を次のように改める。

算式の符号

A　錯誤があつた期に空港関係市町村に譲与された航空機燃料譲与税の総額

B　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る延べ重量の合計重量

C　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した延べ重量－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた延べ重量

D　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る旅客数の合計数

E　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した旅客数－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた旅客数

F　錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数

G　当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数－当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数

第六条第二項中「によつて」を「により」に、「着陸料の収入額及び」を「延べ重量及び旅客数並びに」に改め、同条第三項中「着陸料の収入額」を「延べ重量若しくは旅客数」に改め、「「各空港」とあるのは「各空港関係都道府県」と」を削る。

附則第二項中「第三条第二項本文」を「第三条第三項本文」に、「第四条第五項及び第六項」を「第四条第六項及び第七項」に、「によつて」を「により」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行規則附則第十五条第二項、第十六条第二項、第二十条第五項及び第二十二条の二の改正規定並びに同令第十七号様式別表記載要領の改正規定　令和七年一月一日

二　第一条中地方税法施行規則第三条の十五及び第四条の改正規定並びに同令附則第二条の六の二の次に一条を加える改正規定、同令附則第二条の八及び第二条の九の改正規定、同令附則第二条の十の改正規定（附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十三項」に改める部分に限る。）、